委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	愛知県	
3. 市区町村名	碧南市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	57-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hekinan.aichi.jp/keieika/seisaku/mynumber/mynumber.htm	

執行機関名 碧南市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	碧南市こどもすこやか手当支給条例(平成2年3月14日条例第9号)によるこどもすこ やか手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		署南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2 の項 碧南市こどもすこやか手当支給条例(平成2年3月14日条例第9号)によるこどもすこやか手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条及び第2条	碧南市こどもすこやか手当支給条例第1条
少事務の 再入は日的	(この法律の目的) 第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (児童扶養手当の趣旨) 第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。 2 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。 3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父母等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭等児童(</u> 以下「児童」という。)の <u>健全な育成と福祉の増進</u> を図るため、こどもすこやか手当(以下「手当」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		碧南市こどもすこやか手当支給条例、碧南市こどもすこやか手当支給条例施行規 則